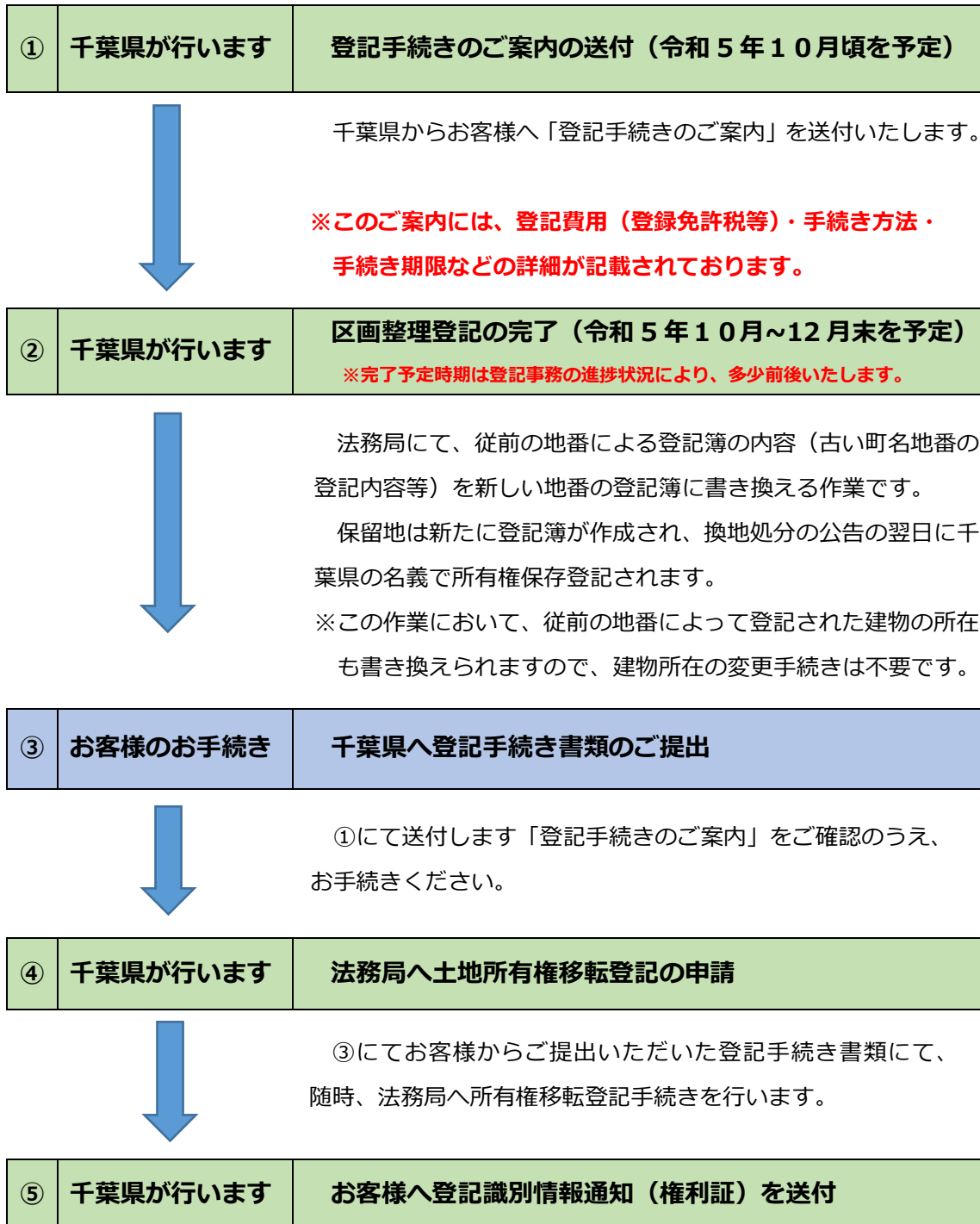


木地区一体型特定土地区画整理事業の

今後の手続きについて

換地処分公告〔令和5年9月29日（金）（予定）〕



登記手続き完了後、千葉県よりお客様へ登記識別情報通知（権利証）を送付いたします。

- ※ 金融機関から住宅ローン等ご融資を受けている場合、登記識別情報通知を千葉県から金融機関へお渡しする場合がございます。その際、抵当権設定の手続き及び費用負担について、各金融機関にお問い合わせください。

施行者（千葉県）からのお知らせとお願い

◆ 地積による清算について

売買契約時の地積と登記される地積の差については、「保留地売買契約書※」に基づき清算いたしません。

※ 施行者である千葉県との契約書を指すものであり、住宅（不動産）事業者を売主とした契約書ではありません。

◆ 新住所について

換地処分に合わせて字の区域及び名称の変更を実施し、換地処分の翌日から住所が変更となります。9月11日以降、流山市から住所変更通知書、住所変更証明書、住所変更手続きの手引き等の関係書類を配付する予定です。

◆ 権利変動等（土地の売買など）の届出について

換地処分などの手続きを進めるにあたり、権利変動などを常に把握する必要があります。つきましては、土地の売買や相続などにより権利の変動が生じた場合、抵当権などを設定（変更も含む）した場合は、千葉県へ速やかに届出くださるようお願いいたします。

なお、換地処分後に生じた権利変動及び抵当権などの設定の届出は受理できません。

また、今後、重要な書類の送付が予定されておりますので、住所を変更された場合も速やかに届出をお願いします。

今回お送りした封筒記載住所と住民票の住所が異なる方は、変更の手続きが必要となりますので、流山区画整理事務所 保留地販売担当までご連絡ください。

◆ 〈住宅事業者様へ〉最終譲受人への土地譲渡が完了していない土地について

換地処分公告日までに事業者様から最終譲受人に対し土地の譲渡が完了していない土地については、千葉県から事業者様に対し、所有権移転登記の手続きを行います。

なお、最終譲受人へ土地譲渡が完了し、千葉県へ権利変動等の届け出を行っていない場合は、速やかにお手続きをお願い致します。

換地処分公告があった日以降は、届出の受理はできません。ただし、確定日付のある書類により公告前に登記原因（売買等による権利変動）が生じたことを証明した場合は受理いたします。不明な点は保留地販売担当までお問い合わせください。